

農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱の制定について

〔 1 6 生産第 8 0 9 7 号 〕
平成 1 7 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

農業競争力強化対策民間団体事業について、この度、農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いします。

(別紙)

農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱

第1 趣旨

近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれず輸入農畜産物による代替が急速に進行しており、国産農畜産物のシェアの低下を防ぎ、輸入農畜産物に代替されたシェアを取り戻すため、産地の競争力強化が最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、農業競争力強化対策民間団体事業（以下「本事業」という。）においては、消費者・実需者ニーズへの対応、一層の低コスト化及び高品質・高付加価値化等の競争力強化に向けた取組を推進するための新たな生産技術、生産システムの開発・普及、消費形態の変化に即した効率的な流通体系の確立等、生産・流通・消費にわたる総合的な対策を実施する。

第2 事業の種類、内容等

本事業で実施する事業内容、事業実施主体及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

第3 事業の実施の手続

- 1 事業実施主体の長は、事業の実施計画を作成し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に提出しその承認を受けるものとする。
- 2 生産局長が別に定める事業の実施計画の重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第4 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体の長は、生産局長が別に定めるところにより事業の実施状況を生産局長に報告するものとする。

第6 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 「強い農業づくり交付金実施要綱の制定について」（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）により廃止された「生産振興総合対策事業実施要綱」（平成14年4月1日付け13生産第10198号農林水産事務次官依命通知。以下「旧生産要綱」という。）別表第2の対策事業名の欄の1の事業内容の欄の3の畜産生産技術高度化機械リース

事業により導入した生産技術高度化機械等に係る規定の適用及び「生産総合対策実施要綱の一部改正について」（平成15年4月1日付け14生産第10231号農林水産事務次官依命通知。以下「改正通知」という。）附則に基づき、改正通知による改正前の旧生産要綱別表2の対策事業名の欄の1の事業内容の欄の4の畜産経営維持安定特別対策事業に係る規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 「畜産再編総合対策事業実施要領」（平成7年4月1日付け7畜B第371号農林水産事務次官依命通達）別表の事業種類の欄の12及び「畜産振興総合対策事業実施要綱」（平成12年4月1日付け12畜B第310号農林水産事務次官依命通知）別表第1の事業種類の欄の6の経営効率化機械緊急整備リース事業により導入した飼養管理関連機器等に係る規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第2関係）

事業内容	事業実施主体	補助率
1 農業生産総合対策新技術実用化等促進事業 (1) 新技術実用化等促進事業 この事業は、産地の競争力強化に資するため、大きな革新が見込まれる新技術について、産学官の連携の下、適用実証等円滑な実用化を図ることにより、生産現場の新技術導入へのリスクを軽減する。また、新需要穀類及びそばについては、新需要の開拓のための情報収集及び分析、普及啓発等を行う事業とする。	財団法人農産業振興奨励会	定額 ただし、そばの在来種の維持・増殖支援活動に係る事業については、1／2以内
(2) 農業生産資材費低減対策事業 ア 農業生産資材費低減効率化推進対策事業 この事業は、生産資材費の低減及び資材の効率的利用促進のため、製造、流通及び利用の段階の関係者からなる協議会の開催、各段階の実態、資材費低減取組効果、優良事例等に関する調査、農業者の意識啓発、資質の向上及び農作業安全対策の推進等を行う事業とする。 イ 使用済農業生産資材適正処理等推進事業 この事業は、使用済農業生産資材の適正処理等による資材費の低減を図るため、協議会の設置、適正処理の普及・啓発、再生品の需要拡大を図るための新規用途開発等を行う事業とする。	社団法人日本施設園芸協会	定額
(3) 高機能種苗生産・流通システム確立促進事業 この事業は、培養苗の低コスト安定生産により健全・無病な苗の安定供給を図るために必要な培養苗低コスト安定生産システム実用化技術委員会の開催並びに培養苗低コスト安定生産システム実用化技術の開発、実証及び評価を行う事業とする。	社団法人農林水産先端技術産業振興センター	1／2以内
2 地域特産農業指導推進事業 この事業は、畑作物及び地域特産物について、作物の特性に応じた計画の作成、生産及び加工技術の向上を図るための協議会の開催、需給動向の調査、需要の拡大を図るための啓発活動、品質の向上と新需要の開発のための実証及び試験、優良種苗の確保等を行う事業とする。 また、地産地消の取組を推進するため、成功事例等の収集及び紹介、地域へ情報を提供する体制の整備等を実施する。	財団法人日本特産農産物協会	定額
3 施設園芸等合理化対策指導事業 (1) 野菜生産流通技術等高度化支援対策事業 この事業は、施設園芸の更なる省力化・快適化等に資する新たな技術等の活用、園芸施設の設置・運営コストの低減、野菜の安定的な供給体制の確保及び最適な集出荷・流通システムの構築等を推進するため、委員会等の開催、調査・実証、指針の策定、セミナーの開催、情報収集・提供等を行う事業とする。	社団法人日本施設園芸協会	定額
(2) 国産花きの需要拡大支援対策事業 この事業は、花きの需要拡大の推進のため、花き需要拡大推進計画の策定、消費地と産地の交流や地域における普及活動の推進等を行うとともに、消費者ニーズに沿った生産・流通の推進のた	財団法人日本花普及センター	定額

め、日持ち保証システムモデルの実証や低コスト・循環型花き生産の認証制度の確立のための実態調査を行う事業とする。		
4 環境負荷低減農業技術確立実証事業 この事業は、環境と調和した持続的な農業を推進するため、学識経験者等で構成する企画・管理委員会及び運営委員会の開催、ほ場における物質収支（窒素肥料等の投入量と大気・土壌及び地下浸透等環境への放出量・分解量をいう。）の実態を正確に把握し、環境への負荷低減効果を定量化するための実証調査等の実施、生産現場において環境負荷に対応した農作業体系の実践・確立を図るためのマニュアルの策定、環境負荷診断機器等の開発等を行う事業とする。	財団法人日本農業研究所	定額
5 土壌機能増進対策事業 この事業は、現場での土壌機能増進のための取組の推進に資する土壌・施肥管理システムの開発、都市及びその周辺から発生する生ゴミ等のリサイクルの推進のための技術的課題に係る調査等に必要な事項、また、持続性の高い農業生産方式への展開を推進するための行動計画に基づく指導及び情報提供等を行う事業とする。	財団法人日本土壌協会	定額
6 畜産生産基盤育成強化対策推進事業 この事業は、次に掲げる(1)及び(2)の事業を実施するものとする。 (1) 畜産生産基盤の育成強化 ア 経営技術の高度化推進 この事業は畜産経営の高度化を推進するために必要な戦略・評価会議、全国会議等の開催、指導用資料の作成、指導情報の提供、専門家集団の組織化・派遣・養成研修会の開催等を行う事業とする。 イ 生産・経営情報中央データベースの構築等 この事業は効率的な経営支援指導活動を実施するためのデータベース構築に必要な機器の整備、システム開発、調査等を行う事業とする。 ウ 産地リーダー養成研修・経営者交流会等 この事業は地域活性化に貢献するリーダー的経営管理者・技術者を養成するための養成研修、経営者交流会等を行う事業とする。 エ 畜産情報ネットワーク（L I N）推進 この事業はL I Nシステムを活用した、畜産関係情報の収集、提供等に必要な機器の整備及びプログラムソフトの開発、畜産関係情報の収集、蓄積、分析等を行う事業とする。 オ 畜産関係情報相互交流体制推進 この事業は有機畜産物等における生産者と消費者間の情報交流を推進するために必要な企画検討会議等の開催、現地交流・アンケート調査の実施とこれらを踏まえた情報交流システムの構築等を行う事業とする。 カ 畜舎建築に係る関連基準の検討 この事業は畜舎等の建築コストを低減するため、畜舎建築に係る関連基準等の検討、建築部材の構造・強度等に係る調査・試験、畜舎設計に係る指導資料の作成等を行う事業とする。	全国農業協同組合中央会 社団法人中央畜産会	定額（生産局長が別に定める相当定額）

(2) 畜産経営の総合的な改善を図るための指導等 この事業は畜産経営の総合的な改善を図るための基礎的な経営・財務管理指導、円滑な経営継承を行うための経営・財務等に係る特別相談活動及び経営を中止する畜産経営を継承する新規就農者等が早期の経営安定を図るための経営・技術指導等を行う事業とする。		
7 飼料対策推進事業 この事業は、次に掲げる(1)から(4)までの事業を実施するものとする。 (1) 飼料増産の啓発のための会議の開催等 (2) 飼料生産利用技術の確立・普及及び優良品種の選定・普及に関する検討・調査を行うための検討会議の開催等 (3) 高能力品種の育成・普及等及び輸入とうもろこし種子の検査のための条件整備の推進等 (4) 公共牧場の効率的利用を推進するための会議の開催及び調査・指導等	社団法人日本草地畜産種子協会	定額
8 家畜改良増殖対策推進事業 この事業は、次に掲げる(1)から(4)までの事業を実施するものとする。 (1) 乳用牛改良に係る協議会・研修会・推進会議の開催、牛群検定成績の集計分析及びその結果の提供、牛群検定情報分析用ソフトプログラム及び国際評価値等を活用した改良情報提供システムの開発、自動搾乳システム経営に適した個体能力測定手法の改善、遺伝的能力評価への活用を図るための分析・検討、計画交配による国産候補種雄牛の生産、検定材料娘牛生産のための全国調整、後代検定成績の集計等 (2) 肉用牛改良に係る専門委員会及び中央協議会の開催、後代検定等に関する血統分析等 (3) 肉用牛繁殖雌牛の調査指導に係る企画開発委員会の開催、繁殖能力等の情報処理等 (4) 豚改良の遺伝的能力評価に係る全国協議会及び普及推進会議の開催、マニュアルの作成等	社団法人家畜改良事業団 社団法人中央畜産会	10/10以内 ただし、肉用牛繁殖雌牛の調査指導に係る事業については定額
9 畜産新技術実用化対策推進事業 この事業は、次に掲げる(1)から(4)までの事業を実施するものとする。 (1) DNA解析技術を活用した家畜の育種手法の開発及びその利用を図るための経済形質等に関するDNAマーカー等の特定、情報の収集分析、会議の開催及び技術者の養成 (2) 受精卵移植技術の普及定着を図るための情報の収集、実態調査、利用体制の検討及びこれらの広報 (3) 家畜個体識別情報の活用促進を図るための製造飼料データベースの管理、農協等の既存システムにおいて個体識別番号を併用するシステムの開発とモデル実施、飼養管理等情報提供システムの構築 (4) 畜産技術を普及推進するための情報の収集、研修会の開催及び実証展示等の実施	社団法人畜産技術協会 社団法人家畜改良事業団	定額 ただし、受精卵移植技術普及定着及び家畜個体識別情報の活用促進に係る事業については10/10以内
10 生乳乳製品流通対策推進事業 この事業は、次に掲げる(1)から(4)までの事業を実施するものとする。 (1) 生乳受託販売の推進、生乳の計画生産の推進、集送乳合理化の推進指導 (2) 乳脂肪分基準等の取引上の制約の見直し普及定着、改善状況調査	社団法人中央酪農会議	定額 ただし、生乳需給調整推進及び乳質管理指導推進に係る事業については、1/2以内

(3) 透明性の高い生乳取引を推進するための生乳需給及び価格情報に係る協議会の開催、生乳需給・価格情報の調査・提供等 (4) 生乳の乳質管理の強化を通じた生乳の品質向上及び斉一化を図るための検討会の開催、実態及び優良事例に関する調査、普及定着に必要な情報の提供、地域研修会の開催等		
11 加工・業務用対応型野菜産地普及・定着事業 この事業は、加工・業務用需要における国産野菜のシェアを奪回し、高めていくため、検討会の開催、産地における加工・業務用対応の先進的な取組の調査・検証、効率的生産供給マニュアル等の策定、全国及び地域段階のセミナーの開催等による普及・啓発等を行うとともに、定時・定量供給支援システムの構築に向けた調査・実証等を行う事業とする。	社団法人日本施設園芸協会	定額
12 野菜消費拡大特別対策事業 この事業は、医学・栄養学界等と連携を図りながら、野菜の消費量の増加と野菜の摂取の習慣化を図るため、消費拡大推進プログラムの策定、啓発資料の作成、啓発活動及び野菜機能等に関する調査等を行う事業とする。	青果物健康推進委員会 ファイブ・ア・デイ協会	定額